財政改革への取組について

1 本県財政の現状と課題

(1) 三位一体改革による影響

平成 16 年度地方財政対策において、地方交付税等が突出して削減されるなど、財源を国に依存する割合の高い本県にとって多大な影響を受けたことに加え、引き続き進められる「三位一体改革」を考慮すると、平成 17 年度以降も極めて厳しい事態が憂慮されます。

<参考>

「三位一体改革」

三位一体改革は、地方分権時代にふさわしい地方財政基盤を確立することを目的として、「国庫補助負担金」、「地方交付税」、「税源の移譲」を一体として改革するもの。

- ・国庫補助負担金は、平成 18 年度までに概ね 4 兆円を目途に廃止、縮減等を行うこと。
- ・廃止等のうち、引き続き地方が主体となって実施する必要のあるものは、基幹税の充実 を基本として税源移譲を行うこと。
- ・地方交付税は、財源保障機能全般を見直して縮小し、交付税総額を抑制すること。

三位一体改革・平成 16 年度の評価

国庫補助負担金の見直しや、税源移譲が不十分な中、地方交付税のみが突出した削減であり、地方公共団体の財政運営に致命的な打撃を与えるものであること 具体的には、

- ・地方行政サービス水準等の十分な議論もないままの地方交付税の大幅削減
- ・基幹税の移譲への道が開かれたものの、所得譲与税の創設などの暫定的な措置
- ・地方の自由度の拡大に必ずしも寄与しない、国庫補助負担金の廃止・縮減など、改革の痛みを一方的に地方へ押しつけるものであること

平成 16 年度当初予算への影響

・地方交付税等 227 億円

・国庫補助負担金の一般財源化 16 億円

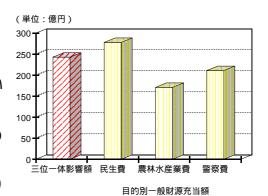
計 243 億円

これは民生費一般財源額に匹敵し、農林 水産業費や警察費一般財源額よりも大きい

平成 15 年度の状況

・減債基金残高 前年度比 20億円(最終予算)現在高が 10億円を超えて減少するのは、平成 10年度(15億円)以来5年ぶり

三位一体影響額と目的別一般財源との対比 平成16年度当初予算



(2)「財政中期展望」における今後の傾向

公債費の増加や三位一体改革に伴う地方交付税の減少等により、中期的に財源不足額の拡大傾向が見込まれるとともに、起債制限比率の大幅悪化傾向となっています。

(3)本県財政の課題

拡大傾向にある「収支不足」、悪化する「起債制限比率」の改善に向けた取組が必要です。

2 財政改革に当たっての基本方針

(1) 基本的な考え方

三位一体改革の本県への影響や財政の中期的な展望から、特段の対策を講じなければ、「基金の大幅な減少」や「起債の制限」が懸念されます。

こうした状況を回避するため、拡大傾向にある収支不足や悪化する起債制限 比率の改善に向けた重点的な対策を講じ、財政構造の転換に向けて、一層の改 革を推進します。

国に依存する割合が高い本県は、国の財政政策及び経済情勢の変化に、より大きく影響を受けることから、スピード感を持った取組を行わなければ、歳入の急激な減少に伴う歳出の削減を余儀なくされたり、新たな行政需要への対応が困難となるなど、県としての責務が十分に果たせなくなります。

財政改革はそれ自体が目的ではなく、徳島の再生、発展を目指すための基盤となるものであり、「オンリーワン徳島」の実現のためにどうしても必要な改革です。

(2) 改革の骨子

次に掲げる改革を行うことにより、将来にわたって持続可能な財政構造への 転換を図ります。

歳出改革

(投資的経費の質的転換と量的抑制)

財政中期展望を踏まえ、起債制限比率を改善する必要があることから、投資的経費について、質的な転換を進めつつ量的抑制を図ります。

(公債費の縮減)

世代間の負担の公平性にも配慮しながら、県債発行の一層の抑制に努めます。

(施策、事業の見直し)

「官から民へ」「県から市町村へ」「ハードからソフトへ」という基本的な考え方の下、施策、事業についての役割分担や緊急性等を厳しく検証し、徹底した見直しを行います。

(内部管理経費の縮減)

経費節約の様々な工夫等を行うことにより、事務費や施設管理経費等について、より一層の縮減を図ります。

(人件費の抑制)

職員給与の適正化に努めるとともに、さらに効率的な行政運営を行うため、 組織や事務事業の見直し等により、職員数を削減する等適正な管理を行います。

歳みみ革

- ・県税収入の確保や滞納等に係る徴収強化、
- ・受益者負担の適正化、
- ・遊休県有地の売却をはじめ県有財産の有効活用等を行います。

そ の 他

(外郭団体の改革)

「外郭団体見直し等の基本方針」に基づき、抜本的な見直しを行い、外郭団体 の効率的な運営や自立の促進を図ります。

(公の施設の改革)

「公の施設改革推進指針」に基づき、施設の統廃合や転用、譲渡を含め抜本的にその在り方を検討するとともに、指定管理者制度の導入など、管理運営方法を見直します。

(県民との情報の共有)

県を挙げて財政改革への取組を推進し、県議会をはじめ県民の皆様の理解を 得るため、本県財政について適宜適切な情報提供を行います。

(国への積極的な提言等)

国の三位一体改革において県民生活に悪影響が生じないよう推進することなど、各知事会との連携を図りながら、本県からの提言や地方の実情を積極的に訴えてまいります。

<用語解説>

起債制限比率

地方債の許可制限に係る財政指標で、公債費に充てられた一般財源の、標準財政 規模に対する割合を表す指標。比率が 20 %以上の団体は、起債の制限を受ける。

許可方針での許可制限

- ・比率が「20%以上30%未満」の団体
 - 一般単独事業及び厚生福祉施設整備事業に係る地方債の許可制限
- ・比率が「30%以上」の団体
 - 一般事業債に係る地方債の許可制限(災害関連事業を除いた一般公共事業、公営住宅建設、義務教育施設整備、一般単独事業など)

減債基金

県債の償還及び適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、設置した基金

- ・平成 14 年度末現在高 467 億円
- ・平成 15 年度末現在高 447 億円
- ・平成 16 年度末現在高 300 億円(見込み)

民生費

県歳出の目的別の区分の一つであって、民生費は、児童・高齢者・障害者などの ための福祉施設の整備や運営、また、生活保護の実施等を行う経費